

議案第 38 号

岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 14 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市特別職の職員の給与に関する条例（昭和46年岩倉市条例第31号。以下「条例」という。）第2条に規定する市長、副市長及び教育長の給料の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の月額の特例)

第2条 市長、副市長及び教育長の給料の月額は、条例第2条の規定にかかわらず、令和2年5月1日から同年12月31日までの間は、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(期末手当の額の算定)

第3条 期末手当の額の算定の基礎となる給料の月額については、前条の限りでない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

(この条例の効力)

2 この条例は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。